

### 佐賀県規則第36号

佐賀県首都圏事務所管理規則等の一部を改正する規則  
(佐賀県首都圏事務所管理規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県首都圏事務所管理規則（昭和56年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第6条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)・(9)</u> 略 2 略	(所長の専決事項) <b>第6条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2 略

(佐賀県消防学校管理規則の一部改正)

**第2条** 佐賀県消防学校管理規則（昭和53年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(校長の専決事項) <b>第7条</b> 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	(校長の専決事項) <b>第7条</b> 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県自治修習所設置規則の一部改正)

**第3条** 佐賀県自治修習所設置規則（昭和54年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(県税事務所管理規則の一部改正)

**第4条** 県税事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部改正)

**第5条** 佐賀県佐賀空港事務所設置規則（平成10年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>

改正前	改正後
(1)～(7) 略  <u>(8)～(11)</u> 略 2・3 略	(1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(12)</u> 略 2・3 略

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

**第6条** 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(専決事項) <b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(5) 略  <u>(6)～(8)</u> 略 2・3 略	(専決事項) <b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(7)～(9)</u> 略 2・3 略

(佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部改正)

**第7条** 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(専決事項) <b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(5) 略  <u>(6)～(8)</u> 略	(専決事項) <b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(7)～(9)</u> 略

改正前	改正後
2・3 略	2・3 略

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

**第8条** 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

**第9条** 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県消費生活センター管理規則の一部改正)

**第10条** 佐賀県消費生活センター管理規則（平成28年佐賀県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第5条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第5条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2 略</p>

(佐賀県環境センター管理規則の一部改正)

**第11条** 佐賀県環境センター管理規則（昭和49年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項等)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(10)</u> 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(所長の専決事項等)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)～(11)</u> 略</p> <p>2～4 略</p>

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

**第12条** 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>

改正前	改正後
る。 (1)～(7) 略  <u>(8)～(15)</u> 略 2・3 略	る。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(16)</u> 略 2・3 略

(佐賀県療育支援センター管理規則の一部改正)

**第13条** 佐賀県療育支援センター管理規則（平成21年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	(所長の専決事項) <b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正)

**第14条** 佐賀県立九千部学園管理規則（昭和55年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(園長の専決事項) <b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略	(園長の専決事項) <b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u>

改正前	改正後
<u>(8)</u> ・ <u>(9)</u> 略 2・3 略	<u>(9)</u> ・ <u>(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部改正)

**第15条** 佐賀県精神保健福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第5条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)～(19)</u> 略 2 略	(所長の専決事項) <b>第5条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(20)</u> 略 2 略

(佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部改正)

**第16条** 佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和56年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)～(13)</u> 略 2 略	(所長の専決事項) <b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(14)</u> 略 2 略

(佐賀県関西・中京事務所管理規則の一部改正)

**第17条** 佐賀県関西・中京事務所管理規則（昭和57年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第6条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第6条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県工業技術センター管理規則の一部改正)

**第18条** 佐賀県工業技術センター管理規則（昭和37年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立産業技術学院管理規則の一部改正)

**第19条** 佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和35年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学院長の専決事項)</p>	<p>(学院長の専決事項)</p>



改正前	改正後
<p><b>第4条</b> 学院長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(11)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><b>第4条</b> 学院長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)～(12)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

**第20条** 佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第9条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(4)の2～(4)の4</u> 略</p> <p>(5)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第9条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(4)の2 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(4)の3～(4)の5</u> 略</p> <p>(5)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部改正)

**第21条** 佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成11年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>

改正前	改正後
る。 (1)～(7) 略  <u>(8)～(10)</u> 略 2・3 略	る。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(11)</u> 略 2・3 略

(佐賀県上場営農センター管理規則の一部改正)

**第22条** 佐賀県上場営農センター管理規則（平成2年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	(所長の専決事項) <b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部改正)

**第23条** 佐賀県農業試験研究センター管理規則（昭和53年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第10条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略	(所長の専決事項) <b>第10条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u>

改正前	改正後
<u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	<u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県農業大学校管理規則の一部改正)

**第24条** 佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(校長の専決事項) <b>第9条</b> 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	(校長の専決事項) <b>第9条</b> 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県果樹試験場管理規則の一部改正)

**第25条** 佐賀県果樹試験場管理規則（昭和37年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(場長の専決事項) <b>第6条</b> 場長は、次に掲げる事項について専決処理をすることができる。 (1)～(8) 略  <u>(9)～(11)</u> 略 2・3 略	(場長の専決事項) <b>第6条</b> 場長は、次に掲げる事項について専決処理をすることができる。 (1)～(8) 略 <u>(9) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(10)～(12)</u> 略 2・3 略

(佐賀県茶業試験場管理規則の一部改正)

**第26条** 佐賀県茶業試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(場長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(場長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県畜産試験場管理規則の一部改正)

**第27条** 佐賀県畜産試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(場長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(場長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部改正)

**第28条** 佐賀県家畜保健衛生所管理規則（昭和40年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p>	<p>(所長の専決事項)</p>

改正前	改正後
<p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(11)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)～(12)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県水産振興センター管理規則の一部改正)

**第29条** 佐賀県水産振興センター管理規則（昭和48年佐賀県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県高等水産講習所管理規則の一部改正)

**第30条** 佐賀県高等水産講習所管理規則（昭和55年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p>

改正前	改正後
2 略	2 略

(佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部改正)

**第31条** 佐賀県ダム管理事務所管理規則（昭和44年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第9条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)～(11)</u> 略 2・3 略	(所長の専決事項) <b>第9条</b> 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(12)</u> 略 2・3 略

(佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部改正)

**第32条** 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則（平成20年佐賀県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) <b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略  <u>(8)～(22)</u> 略 2・3 略	(所長の専決事項) <b>第7条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(23)</u> 略 2・3 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。